

入居者利用料徴収額表

社会福祉法人 桐生療育双葉会

ケアハウス ふたば

令和3年4月1日より適用

対象収入による階層区分		入居者からの利用料徴収額（月額）			
		サービスの提供に要する費用	生活費	管理費	計
1	1,500,000 円以下	10,000 円	46,940 円	4,747 円	61,687 円
2	1,500,001 円～1,600,000 円	13,000 円	46,940 円	4,747 円	64,687 円
3	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000 円	46,940 円	4,747 円	67,687 円
4	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000 円	46,940 円	4,747 円	70,687 円
5	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000 円	46,940 円	4,747 円	73,687 円
6	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000 円	46,940 円	4,747 円	76,687 円
7	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000 円	46,940 円	4,747 円	81,687 円
8	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000 円	46,940 円	4,747 円	86,687 円
9	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000 円	46,940 円	4,747 円	91,687 円
10	2,300,001 円～2,400,000 円	45,000 円	46,940 円	4,747 円	96,687 円
11	2,400,001 円～2,500,000 円	50,000 円	46,940 円	4,747 円	101,687 円
12	2,500,001 円～2,600,000 円	57,000 円	46,940 円	4,747 円	108,687 円
13	2,600,001 円～2,700,000 円	64,000 円	46,940 円	4,747 円	115,687 円
14	2,700,001 円以上	66,816 円	46,940 円	4,747 円	118,503 円

- * 「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- * 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用の徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からのサービスの提供に要する費用の徴収額（月額）とする。この場合100円未満は切捨てとする。
- * 入居者からのサービスの提供に要する費用の徴収額の66,816円との差額は、県の助成金で充当されます。
- * 生活費については、11月から3月までの間地区別冬期加算額として別途2,710円が加算されます。
- * 上記利用料は県の基準により改正されることがありますので、予めご了承ください。
- * 自室で使われる電話代、電気料、水道料等は、自己負担となります。
- * その他、特別なサービスに要する費用は別途徴収させていただきます。